

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月15日

地方独立行政法人秋田県立病院機構  
理事長 清水 宏明

### 1 入札に付する事項

- (1) 物件名 診療材料（中材管理）単価契約
- (2) 契約方法 一品目ごとの単品単価契約
- (3) 規格・仕様等 入札説明書および仕様書による
- (4) 契約期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで（1年間）
- (5) 納入場所 地方独立行政法人秋田県立病院機構  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 過去3年間において国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人に診療材料の納入実績があること。
- (5) 秋田県内に事務所または事業所を有すること。
- (6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (7) 秋田県物品供給業者の資格を有すること。

### 3 入札説明書の交付

交付期間 令和7年4月15日（火）から令和7年5月2日（金）  
平日の午前9時から午後5時まで（正午から13時を除く）  
交付場所 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理課

### 4 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒019-2492 秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352番地  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理課（018-892-3751）
- (2) 入札説明会等 行わない。
- (3) 参加資格確認申請書の提出期限  
令和7年5月2日（金） 午後5時

## 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年5月26日(月) 午後5時
- (2) 提出場所 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理課
- (3) 結果公表 令和7年5月28日(水)

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第28条および第29条による。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
入札に参加するものに必要な資格を有すると判断された入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (7) 詳細は入札説明書による。

### 【規定抜粋】

#### ※秋田県立病院機構契約事務取扱規程 第3条

- 第1項 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 第3項 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 第4項 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

#### ※秋田県立病院機構契約事務取扱規程

##### 第28条

- 第1項 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
- 第4項 納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約の履行後速やかに還付するものとする。

##### 第29条

- 第1項 理事長は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - 三 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。